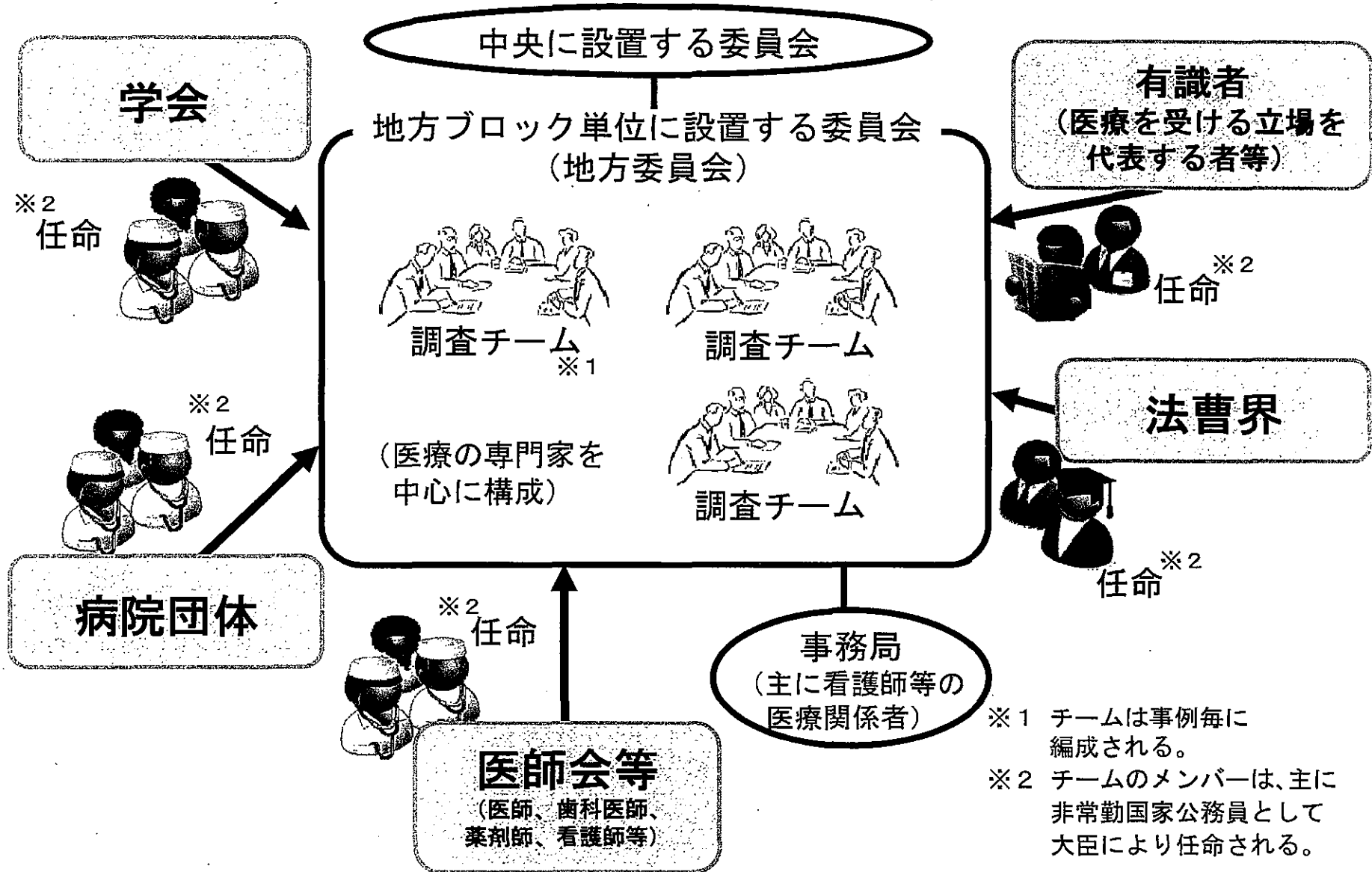
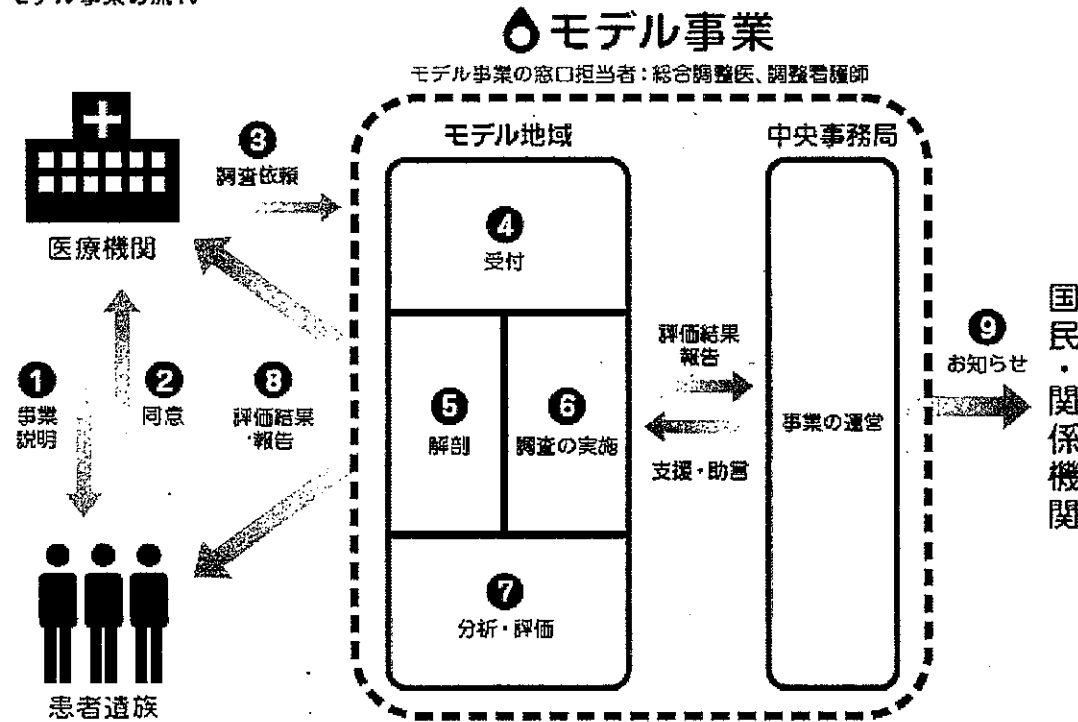


医療安全調査委員会（仮称）の構成



診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

モデル事業の流れ



モデル事業の窓口担当者：総合調整医、調整看護師

20' 予算額 21' 予算(案)額
128百万円 → 176百万円

【事業の目的】

- 医療の質と安全・安心を高めていくためには、診療行為に関連した死亡について正確な死因の調査分析を行い、同様の事例の再発を防止するための方策が、専門的、学際的に検討され、広く改善が図られることが必要。

【事業の概要】

- 本事業は、関係学会の協力を得て、モデル地域において、医療機関から診療行為に関連した死亡について、臨床医、法医学者及び病理学者による解剖を実施し、さらに専門医による事案調査を実施し、診療行為との因果関係の有無及び再発防止策を総合的に検討するもの。

- ①医療機関からモデル事業の説明を行います。
- ②患者様ご遺族から同意をいただきます。
- ③医療機関からモデル事業に調査を依頼します。
- ④モデル地域の窓口で受け付けます。
- ⑤解剖担当医（法医・病理）、臨床専門医の立ち会いの下、解剖を行います。
- ⑥臨床専門医による調査や聞き取りを行います。

- ⑦解剖結果・調査結果を踏まえ、分析・評価を行います。
- ⑧評価結果について、ご遺族、医療機関にご説明いたします。
- ⑨個人や医療機関のプライバシーに十分配慮した上で、必要な情報を国民・関係機関にお知らせします。

※地域毎の手続きの詳細については、それぞれのモデル地域事務局にご確認ください。

実施主体 (社)日本内科学会
モデル地域 10か所

札幌、宮城、茨城、東京、新潟
愛知、大阪、兵庫、岡山、福岡

受付事例数 83例 (H20.12.8現在)

(参考6)

診療関連死の死因究明に関するこれまでの動き

平成11年以降 横浜市立大学事件（患者取り違え）、都立広尾病院事件（薬剤取り違え）、東京慈恵医大附属青戸病院事件（手術による患者死亡）等が発生し、医療安全についての社会的関心が高まる。

平成18年2月 福島県立大野病院事件

帝王切開中の出血により妊婦が死亡（平成16年12月）した事例において、産科医が業務上過失致死・医師法21条違反容疑で逮捕。（その後、起訴され、平成20年9月無罪の地裁判決が確定）

6月 参議院厚生労働委員会附帯決議・衆議院厚生労働委員会決議

第三者機関による医療事故の調査等について検討を求める。

9月 自民党「医療紛争処理のあり方検討会」を設置

平成19年3月 「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」厚労省より公表。（意見募集を実施）

4月 厚労省「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」を設置

5月 「緊急医師確保対策について」（政府・与党決定）

「診療行為に係る死因究明制度（医療事故調査会）の構築等、医療リスクに対する支援体制を整備する。」

6月 「経済財政改革の基本方針2007」（閣議決定）

上記対策が盛り込まれる。

8月 厚労省検討会「これまでの議論の整理」とりまとめ

10月 「診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する試案 一第二次試案一」

これまでの様々な議論を踏まえ、改めて厚労省としての考え方をとりまとめたもの。（意見募集を実施）

12月 自民党検討会「診療行為に係る死因究明制度等について」とりまとめ

新制度の骨格、政府における留意事項を提示。

平成20年4月 「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案一第三次試案一」

第二次試案以降の様々な議論を踏まえ、厚労省としての考え方を取りまとめたもの。（意見募集を実施）

6月 「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」

第三次試案及び第三次試案に対して寄せられた意見を踏まえ、厚労省としてとりまとめ。（意見募集を実施）

6. 看護職員の確保等について

(1) 看護職員確保対策

看護職員確保対策については、平成21年度予算案において約94億1百万円を確保したところである。

そのうち新規事業としては、

- ・看護職員の需給見通しに関する検討会（第7次）
- ・協働推進研修事業
- ・訪問看護管理者研修事業
- ・高度在宅看護技術実務研修事業

を盛り込んだところである。

各都道府県におかれても、これらの事業を活用するなどしながら、引き続き看護職員確保対策に積極的に取り組んでいただきたい。

(ア) 看護職員需給見通しに関する検討会（第7次）

看護職員確保対策については、平成4年に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」及び同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を基盤として、従来より、資質の向上、養成力の確保、離職の防止、再就業等の総合的支援を行っているところである。

また、需給の見通しについては、計画的かつ安定的に看護職員の確保を図るための中長期的な目標として、これまで通算6回にわたり、看護職員の需給見通しを策定しているところである。

なお、現在の平成17年12月に取りまとめた第六次看護職員需給見通し（平成18年—平成22年）が平成22年までとなっており、また、看護職員の需給を取り巻く環境には様々な変化がみられることから、平成23年以降の中長期的な需給見通しについて検討を行うものである。

(イ) 協働推進研修事業について

近年、医師の業務については、厳しい勤務環境に置かれているが、その要因の一つとして医師でなくても対応可能な業務までも医師が行っている現状があるとの指摘がある。

そのため、平成19年12月28日医政局長より「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」の通知（以下「役割分担通知」という。）を発出したところである。

このため、役割分担通知において示した強化すべき看護業務について、看護師等の研修の場を確保し、看護師等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護師等の協働と連携を促進し、医療提供体制の充実を図る観点から、当事業の積極的な活用をお願いしたい。

(ウ) 訪問看護管理者研修事業について

近年の在宅医療の政策的な推進の中で、後期高齢者医療制度等の現行制度の範囲内での最適なケア提供のための看護計画立案、訪問看護師のケア技術の質の保証や安全管理、スタッフの能力開発などの人材管理など、訪問看護事業所で管理者に求められている役割は多岐にわたっている。

また、地域の医療提供体制の確保のためには、在宅医療におけるチームメンバーの一員としての他職種との効果的な連携方法の確立や、地域情報・資源の把握・活用・開発、病院と地域をつなぐ退院調整機能の役割発揮・確立なども求められているところである。

このため、訪問看護提供を統括する管理者に対する統合的な研修を行い管理者の能力を高めることで、上記に挙げたような訪問看護事業所全体の看護の質の向上を図る観点から、当事業の積極的な活用をお願いしたい。

(エ) 高度在宅看護技術実務研修事業について

在院日数の短縮及び在宅医療の推進に伴い、医療依存度の高い患者に対する訪問看護へのニーズは高まっており、高度な在宅看護技術が提供できる訪問看護師の育成及び人材確保は喫緊の課題となっている。

このため、医療機関に勤務する看護師や潜在看護師等で、訪問看護に関心を持ち、在宅において医療依存度の高い療養者の看護に携わることを希望する者に対し、訪問看護事業所において訪問看護に熟練した看護師とともに、医療依存度の高い在宅療養者を訪問し、技術の習得を図るものである。

高度の在宅看護技術が提供できる訪問看護師の人材育成及び確保を図り、訪問看護の推進を図る観点から、当事業の積極的な活用をお願いしたい。

厚生労働省における主な看護職員研修

基本的技能・知識の習得

専門性の向上(臨床技能の向上)

		新人看護職員	中堅看護職員	実務経験5年以上
看護師	病院	<p>新人看護師研修</p>	<p>新 協働推進研修</p> <p>教育担当者研修</p> <p>専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業</p> <p>中堅看護職員研修</p> <p>増額 看護職員専門分野研修</p>	
	訪問看護		<p>訪問看護ステーション・医療機関の相互研修</p> <p>在宅ターミナル研修</p> <p>新 高度在宅看護技術実務研修</p>	<p>新 訪問看護管理者研修</p>
助産師		<p>新人助産師研修</p>	<p>実地指導者研修</p> <p>増額 院内助産所・助産師外来研修</p>	
教員				<p>教員養成講習会</p> <p>実習指導者講習会</p>

医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）

平成21年度予定額

○ 協働推進研修事業（新規）

349,991千円

1) 趣 旨

役割分担通知に示された看護業務について、看護師等の能力の研鑽のための研修の場を確保し、チーム医療のもとに看護職員等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護職員との協働を推進し、医療提供体制の充実を図るものである。

2) 研修内容： 薬剤の投与量調整、療養生活指導、インフォームドコンセント、トリアージ、その他基礎的研修について研修を実施。

3) 実施主体： 都道府県

4) 実施か所数： 47か所

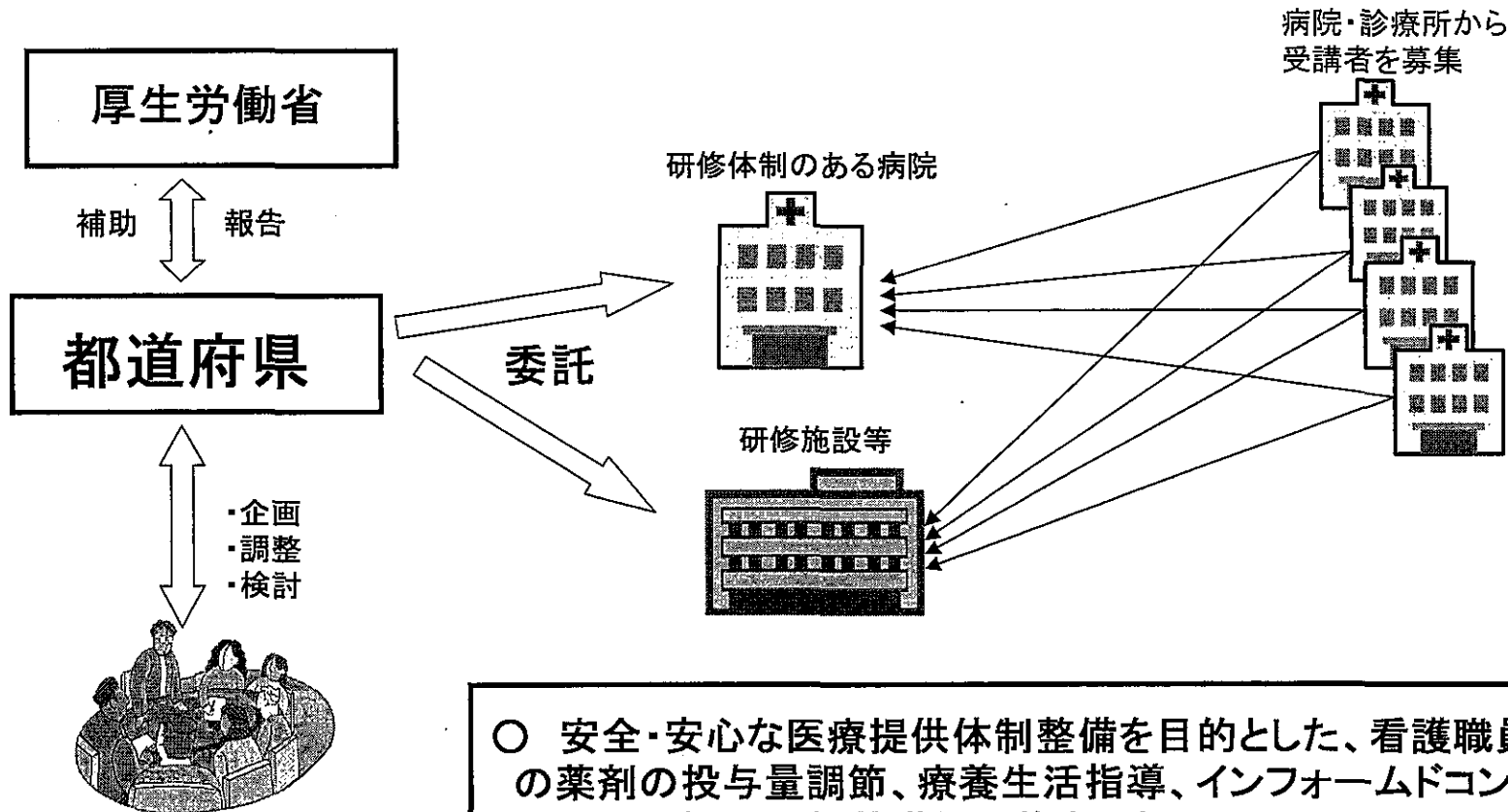
5) 基準額： 14,893千円

6) 補助率： 国1/2、県1/2

7) 対象経費： 謝金、委員等旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、消耗品費、備品購入費、賃金、賃借料

協働推進研修事業

平成19年12月28日「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」に基づき、チーム医療のもとに看護師等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護師等の協働と連携を促進するため、看護師等の能力の研鑽のための研修を行うものである。



○ 安全・安心な医療提供体制整備を目的とした、看護職員等への薬剤の投与量調節、療養生活指導、インフォームドコンセント、トリアージ、その他基礎的研修を行う。